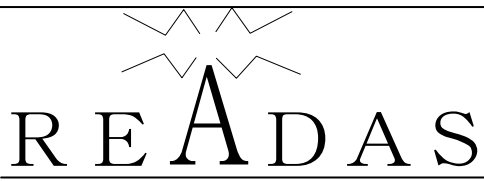


第 4738 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月29日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 教育資金の一括贈与で教育資金を支払った時

Q：教育資金の一括贈与の非課税規定を受けようと思っておりますが、教育資金を支払った時はどのような手続きをするのでしょうか？

A：次のような手続きをします。

【解説】

教育資金の一括贈与の非課税規定とは、直系尊属から30歳未満の子や孫へ教育資金を一括贈与した場合に1,500万円までの金額が非課税となる規定ですが、教育資金を支払った場合には、受贈者は、教育資金の支払いに充てた金銭にかかる領収書その他の書類又は記録でその支払いの事実を証するものを受贈者が選択した方法ごとに定められた次の①又は②の提出期限までに、その取扱い金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

- ①教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法を選択した場合…領収書等記載された支払年月日から1年を経過する日
- ②①以外の方法を選択した場合…領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

(注1)②の場合において、その年中に払い出した金銭の合計額が、金融機関等に提出した領収書で教育資金の支払いに充てたことを金融機関が確認した金額を下回るときは、その払い出した金銭の合計額が教育資金支出額となります。

(注2)①又は②の選択をした後は、変更することができません。

